ファイナンシャル・プランニング技能検定
２級 実技試験
個人資産相談業務

（2026 年５月公表分）

注意事項

１．本試験の出題形式は、事例形式５題（15 問）です。

２．試験問題については、問題文に特に断りのない限り、2025 年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

３．問題は、【第１問】から【第５問】まであります。

４．各問の問題番号は、通し番号になっており、問１から問 15 までとなっています。

５．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

厚生労働大臣指定試験機関　**一般社団法人 金融財政事情研究会**

【第１問】 次の設例に基づいて、各問（問１～問３）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（44歳）は、大学卒業後に入社したＸ株式会社を2021年12月末日に退職し、個人事業主（国民年金の第１号被保険者）として独立した。経営する小売店の売上は堅調に推移しており、安定した収入を得ている。

Ａさんは、最近、公的年金制度について理解したうえで、老後の収入を増やすことができる各種制度を利用したいと考えるようになった。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんおよび妻Ｂさんに関する資料〉

（1）Ａさん（1981年５月12日生まれ、44歳、個人事業主）

・公的年金加入歴 ： 下図のとおり（60歳までの見込みを含む）
20歳から大学生であった期間（35月）は学生納付特例制度の適用を受けた(その期間の保険料は追納していない)。

20歳	22歳	40歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 （35月）	厚生年金保険 被保険者期間 （213月） 平均標準報酬額：36万円	国民年金 保険料納付済期間 （232月）	

（2）妻Ｂさん（1983年８月８日生まれ、42歳、会社員）

・公的年金加入歴 ： 20歳から大学生であった期間（32月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、その後は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

※妻Ｂさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんおよび妻Ｂさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※Ａさんおよび妻Ｂさんの年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問１

Ａさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2025年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を答えなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんおよび妻Ｂさんに関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

１．老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（　①　）円

２．老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（　②　）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（　③　）円

(3) 基本年金額（上記「(1)＋(2)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（　④　）円

〈資料〉

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$831,700\text{円}\times\frac{\dfrac{\text{保険料}}{\text{納付済月数}}+\dfrac{\text{保険料}}{\text{半額免除月数}}\times\dfrac{\square}{\square}+\dfrac{\text{保険料}}{\text{全額免除月数}}\times\dfrac{\square}{\square}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,734円×被保険者期間の月数

$$-831,700\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝415,900円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

問２

Ｍさんは、Ａさんに対して、公的年金制度の各種取扱いについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Ａさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。Ａさんが75歳０カ月で老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をした場合、それぞれの年金の増額率は84％となります」

②

「Ａさんは、国民年金の学生納付特例制度の適用を受けていた期間の保険料について追納することにより、老齢基礎年金の年金額を増額することができます。また、追納しない場合であっても、60歳以後、国民年金の任意加入被保険者として保険料を納付することにより、年金額を増額することができます」

③

「Ａさんは、所定の手続により、国民年金の定額保険料に加えて、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Ａさんが付加保険料を180月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額72,000円が上乗せされます」

問３

Ｍさんは、Ａさんに対して、国民年金基金について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、１口目は、保証期間のある（　①　）年金Ａ型と保証期間のない（　①　）年金Ｂ型のいずれかを選択します。２口目以降は、２種類の（　①　）年金と５種類の□□□年金のなかから選択することができます。掛金の額は、加入員が選択した給付の型や口数、加入時の年齢等で決まります。なお、国民年金基金に加入している間は、国民年金の付加保険料を納付することができません。また、国民年金基金の給付には、老齢年金のほかに（　②　）があります。

国民年金基金への加入には、支払った掛金が（　③　）の対象となることや、受け取った年金に係る雑所得の金額の計算上、年金額から公的年金等控除額を控除することができるといった税制上のメリットがあります」

〈語句群〉

イ．終身　　ロ．有期　　ハ．確定　　ニ．遺族一時金　　ホ．遺族年金

ヘ．障害年金　　ト．障害手当金　　チ．小規模企業共済等掛金控除

リ．社会保険料控除　　ヌ．生命保険料控除

【第１問】 模範解答

問１

〈答〉 ① 771,055（円） ② 420,283（円）
③ 275（円） ④ 420,558（円）

問２

〈答〉 ① ○ ② × ③ ×

問３

〈答〉 ① イ ② ニ ③ リ

【第２問】 次の設例に基づいて、各問（問４～問６）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（30歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や上場投資信託（ETF）による運用を考えており、株式については、Ｘ社株式（東京証券取引所上場銘柄）に興味を持っている。Ａさんは、実際に投資するにあたり、Ｘ社株式の投資指標や上場投資信託（ETF）の特徴、NISAの仕組みについて確認しておきたいと考えている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ｘ社株式の情報〉

株価　　：　1,250円

発行済株式数　：　２億5,000万株

〈Ｘ社の財務データ〉

資産の部合計	4,500億円
負債の部合計	1,700億円
純資産の部合計	2,800億円
売上高	3,000億円
営業利益	280億円
経常利益	320億円
当期純利益	250億円
配当金総額	120億円

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問４

《設例》の〈Ｘ社株式の情報〉〈Ｘ社の財務データ〉に基づき、次の①～③を答えなさい。〈答〉は、表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

①　PBR（倍）
②　ROE（%）
③　負債比率（%）

問５

Ｍさんは、Ａさんに対して、上場投資信託（ETF）について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「ETFの売買においては、上場株式と同様に、証券会社によって異なる売買委託手数料が設定されていますが、信託財産留保額はかかりません。なお、ETFでは、運用管理費用（信託報酬）が（　①　）。

ETFの譲渡益および分配金への課税は、原則として、上場株式の譲渡益および配当金への課税と同様に行われます。Ａさんが特定口座（源泉徴収あり）でETFを購入後、同口座で保有するETFを譲渡した際に生じた譲渡益や、同口座に受け入れたETFの分配金については、それぞれ（　②　）%相当額が源泉徴収等されます。

東京証券取引所に上場しているETFには、日経平均株価や東証株価指数（TOPIX）などの指標に連動した運用成果を目指す指標連動型の銘柄や指標連動型ではないアクティブ運用型の銘柄があります。指標連動型の銘柄のうち、（　③　）型の銘柄は、日経平均株価等の原指標の日々の変動率に一定の正の倍数を乗じて算出される指数に連動した運用成果を目指して運用されており、原指標の上昇局面において価格の上昇が見込まれます」

〈語句群〉
イ．10.21　　ロ．14.21　　ハ．20.315　　ニ．20.42　　ホ．かかります
ヘ．かかりません　　ト．ベア　　チ．レバレッジ　　リ．インバース

問６

Ｍさんは、Ａさんに対して、NISAについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～④について、適切なものは〇を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「NISAは、つみたて投資枠と成長投資枠の２つで構成され、つみたて投資枠で投資することができる金額は年間100万円まで､成長投資枠で投資することができる金額は年間200万円までとされています」

②

「NISAでは、1,800万円の非課税保有限度額が設定されています。仮に、Ａさんが、つみたて投資枠で簿価残高400万円の投資信託を保有する場合、成長投資枠では、簿価残高1,400万円までの上場株式や投資信託を保有することが可能です」

③

「つみたて投資枠の対象となる金融商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託とされており、具体的には、日経平均株価や東証株価指数（TOPIX）などの指標に連動した運用成果を目指す指標連動型の投資信託に限られています」

④

「NISA口座で保有する上場株式の配当金や上場投資信託（ETF）の分配金を非課税とするためには、配当金や分配金の受取方法として、株式数比例配分方式を選択する必要があります」

【第２問】 模範解答

問４

〈答〉 ① 1.12（倍） ② 8.93（%） ③ 60.71（%）

問５

〈答〉 ① ホ ② ハ ③ チ

問６

〈答〉 ① × ② × ③ × ④ ○

【第３問】 次の設例に基づいて、各問（問７～問９）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務する会社員のＡさん（60歳）は、妻Ｂさん（54歳）および長女Ｃさん（20歳）との３人暮らしである。Ａさんは、2025年５月に定年を迎え、Ｘ社から退職金の支給を受けたが、同社の継続雇用制度を利用して、引き続き勤務している。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん　　（60歳）：会社員
妻Ｂさん　（54歳）：パートタイマー。2025年中に給与収入100万円を得ている。
長女Ｃさん（20歳）：大学生。2025年中の収入はない。

〈Ａさんの2025年分の収入等に関する資料〉

（1）給与収入の金額　　：900万円
（2）退職手当等の収入金額　：2,300万円
　※定年を迎えるまでの勤続期間は32年５カ月である。
　※退職金の受給時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。
（3）不動産所得の金額　　：30万円（白色申告）
（4）上場株式に係る譲渡損失の金額　：20万円
　※2025年中に金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた損失の金額であり、全額が特定口座（源泉徴収あり）内で生じている。

※妻Ｂさんおよび長女Ｃさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。
※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問７

Ｘ社からＡさんに支給された退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の〈計算式〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

・退職所得控除額

（　①　）万円＋70万円×（（　②　）年－20年）＝（　③　）万円

・退職所得の金額

(2,300万円－（　③　）万円)×$\frac{□□□}{□□□}$＝（　④　）万円

問８

Ａさんの2025年分の所得金額について、次の①、②を答えなさい。〈答〉は万円単位とすること。なお、①の計算上、Ａさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。

①　総所得金額に算入される給与所得の金額

②　総所得金額

〈資料〉給与所得控除額の速算表（一部抜粋）

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

問９

Ａさんの2025年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Ａさんは、退職金の受給時に『退職所得の受給に関する申告書』を提出しているため、退職金の額の20.42％相当額が源泉徴収されていますが、確定申告をすることにより、源泉徴収された税額の一部について還付を受けることができます」

②

「Ａさんが、確定申告において、特定口座（源泉徴収あり）内で生じた上場株式に係る譲渡損失の金額を申告した場合、当該損失の金額は、翌年以後、最長で５年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます」

③

「Ａさんは配偶者控除および扶養控除の適用を受けることができ、その控除額は、いずれも38万円です」

【第３問】 模範解答

問７

〈答〉 ① 800（万円） ② 33（年） ③ 1,710（万円）
④ 295（万円）

問８

〈答〉 ① 700（万円） ② 730（万円）

問９

〈答〉 ① × ② × ③ ×

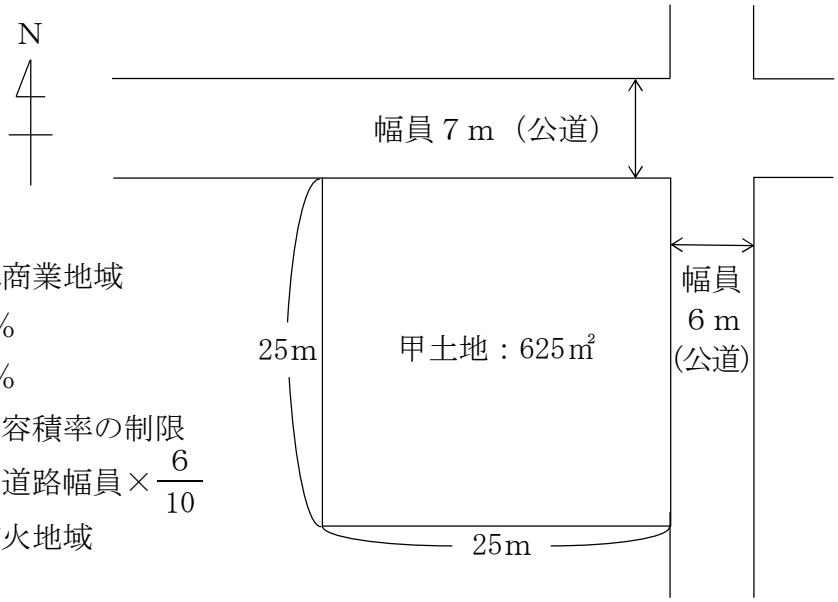
【第４問】 次の設例に基づいて、各問（問10～問12）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（51歳）は、Ｘ市内の実家で１人暮らしをしていた母親が１年前に死亡したことに伴い、実家の建物とその敷地である甲土地を相続により取得した。母親の法定相続人は長女であるＡさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

Ａさんは、Ｙ市内の自宅で夫Ｂさん（53歳）および長男Ｃさん（18歳）と一緒に暮らしており、相続後に空き家となっている実家の売却を検討していたが、先日、不動産会社を通じて、食品スーパーのＺ社から「駅から近く、商業性の高い場所にある甲土地への新規出店を希望しており、Ａさんには、建設協力金方式での有効活用を検討していただきたい」と提案を受けたことで、甲土地の有効活用にも興味を持ち始めている。

〈甲土地の概要〉



用途地域　　：　近隣商業地域
指定建蔽率　：　80％
指定容積率　：　300％
前面道路幅員による容積率の制限
　　：　前面道路幅員×$\frac{6}{10}$
防火規制　　：　準防火地域

・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問 10

甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を答えなさい。〈答〉は㎡単位とすること。

① 建蔽率の上限となる建築面積
② 容積率の上限となる延べ面積

問11

「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」（以下、「本特例」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「本特例の対象となる家屋は、原則として、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、（ ① ）５月31日以前に建築されたこと、相続開始直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったことなどの要件を満たす家屋とされています。

本特例の適用を受けるためには、所定の期日までに、相続等により取得した家屋もしくはその敷地またはその両方を譲渡する必要があり、その譲渡の対価の額が（ ② ）以下でなければなりません。

Ａさんが実家を売却し、本特例の適用を受けた場合、譲渡所得の金額の計算上、最高で（ ③ ）の特別控除額を控除することができます」

〈語句群〉

イ．1971年　　ロ．1981年　　ハ．2000年　　ニ．500万円　　ホ．1,000万円
ヘ．1,500万円　　ト．2,000万円　　チ．3,000万円　　リ．5,000万円
ヌ．6,000万円　　ル．１億円

問12

建設協力金方式の一般的な特徴等に関する次の記述①～③について、適切なものは〇を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「建設協力金方式とは、Ａさんが金融機関から建設資金を借り受けて、Ｚ社の要望に沿った店舗を建築し、その店舗をＺ社に賃貸する手法です。Ａさんが借り受けた建設資金は、通常、賃料の一部で返済していくことになります」

②

「Ａさんは、建設協力金方式により借り受けた建設資金を返済する必要がありますが、返済する元利金は、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます」

③

「建設協力金方式によりＡさんが甲土地上に建築した店舗をＺ社に賃貸した後、その賃貸期間中にＡさんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、店舗は貸家として評価され、甲土地は貸家建付地として評価されます」

【第４問】 模範解答

問10

〈答〉 ① 625（㎡） ② 1,875（㎡）

問11

〈答〉 ① ロ ② ル ③ チ

問12

〈答〉 ① × ② × ③ ○

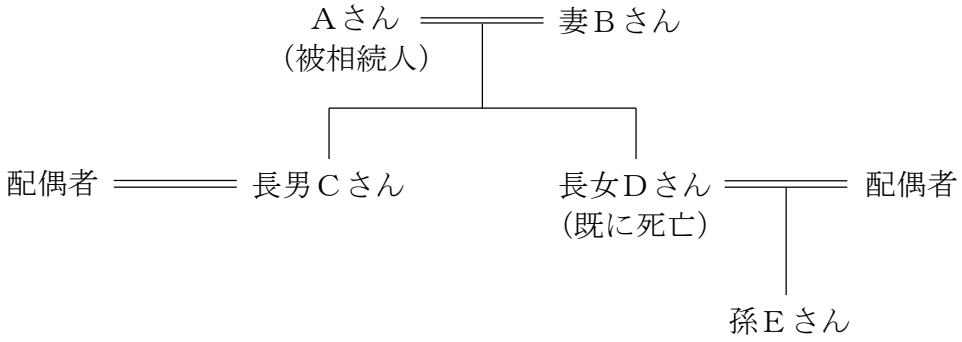
【第５問】 次の設例に基づいて、各問（問13～問15）に答えなさい。

《設　例》

飲食店を経営する個人事業主のＡさんは、先月、病気により70歳で死亡した。Ａさんの相続人は、Ａさんが作成していた遺言書の内容に従ってＡさんの財産を相続により取得することとしている。

なお、飲食店の店舗（建物およびその敷地）は、飲食店の経営を引き継いだ長男Ｃさん（46歳）が取得する予定であり、妻Ｂさん（68歳）は、Ａさんの死亡に係る死亡保険金を受け取っている。また、長女Ｄさんは、Ａさんの相続開始前に死亡している。

〈Ａさんの親族関係図〉



〈各人が取得する予定の相続財産（みなし相続財産を含む）〉

（1）妻Ｂさん（68歳）

現預金　　：4,000万円（相続税評価額）

自宅（敷地360㎡）：5,400万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額）

自宅（建物）　　：1,600万円（固定資産税評価額）

死亡保険金　　：2,000万円（受取額。契約者（＝保険料負担者）・被保険者はＡさん、死亡保険金受取人は妻Ｂさん）

（2）長男Ｃさん（46歳）

現預金　　：3,000万円（相続税評価額）

店舗（敷地220㎡）：4,400万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額）

店舗（建物）　　：1,000万円（固定資産税評価額）

（3）孫Ｅさん（20歳）

現預金　　：4,000万円（相続税評価額）

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問 13

Ａさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Ａさんの相続について単純承認する場合、各相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った時から３カ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければなりません」

②

「妻Ｂさんが受け取った死亡保険金（2,000万円）は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定により、相続税の課税価格に算入される金額は500万円となります」

③

「孫Ｅさんは、Ａさんの孫にあたりますが、長女Ｄさんの代襲相続人ですので、相続税額の２割加算の対象となりません」

問14

Ａさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

Ⅰ

「相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　①　）カ月以内となります」

Ⅱ

「妻Ｂさんが自宅の敷地と建物を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額5,400万円）について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額を（　②　）万円とすることができます。また、長男Ｃさんが店舗の敷地と建物を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額4,400万円）について、特定事業用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額を（　③　）万円とすることができます」

Ⅲ

「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Ｂさんの相続税の課税価格が、相続税の課税価格の合計額に対する妻Ｂさんの法定相続分相当額と１億6,000万円とのいずれか（　④　）金額までであれば、原則として、妻Ｂさんが納付すべき相続税額は算出されません」

〈語句群〉

イ．３　　ロ．４　　ハ．６　　ニ．10　　ホ．880　　ヘ．990　　ト．1,080

チ．1,440　　リ．2,200　　ヌ．2,400　　ル．2,925　　ヲ．3,520　　ワ．4,320

カ．多い　　ヨ．少ない

問15

Ａさんの相続に係る相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は１億2,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		１億2,000万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	□□□万円
	孫Ｅさん	（　②　）万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	―
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円
20,000	～	30,000	45％	2,700万円
30,000	～	60,000	50％	4,200万円
60,000	～		55％	7,200万円

【第５問】 模範解答

問13

〈答〉 ① × ② ○ ③ ○

問14

〈答〉 ① ニ ② チ ③ ホ ④ カ

問15

〈答〉 ① 4,800（万円） ② 400（万円） ③ 1,900（万円）